

令和4年7月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和4年7月12日（火）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，笠井智佳）
- 4 議場に出席した職員
教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（楠田謙治），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課副参事兼学校支援グループリーダー（山中喜宏），参事兼文化振興課長（中川勝規），文化財課長（山田昭弘），子ども政策課長（中村仁美），子ども育成課長（善福一博），書記（木葉健介），書記（佐々木良）
- 5 議事
 - （1）生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願について（教育指導課）
 - （2）鈴鹿市文化財調査会委員の解任及び委嘱について（文化財課）
 - （3）鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について（子ども育成課）
- 6 報告事項
 - （1）市民学習活性化事業 すずか市民アカデミー「まなベル」について（文化振興課）
 - （2）令和5年度鈴鹿市立幼稚園入園児募集要項について（子ども育成課）
 - （3）新型コロナウイルス感染症に関する対応について（教育総務課）
- 7 その他
 - （1）令和4年8月教育委員会定例会及び懇談会の開催について（教育総務課）
- 8 傍聴人 0名

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和4年7月教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は，山中委員にお願いいたします。

議事に入ります前に，7月1日付けをもって，松寫康博様が教育委員会委員に任命されましたが，本日は所用により欠席をされます。なお，本日は，委員の過半数が出席いただいておりますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により会議を開催することといたします。

それでは，議事に入ります。請願第3号「生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願について」の審議を行います。本案件につきましては，前回，6月定例会で

事務局から内容についての説明があった後、審議を行いました。継続審議となっております。よって、本日は、引き続き、審議を行うことといたします。先立ちまして、事務局に補足説明を求めます。事務局、よろしくお願いいたします。

(教育指導課長) 本請願について、補足説明差し上げます。まずは、6月の定例会で審議された請願第3号について補足説明申し上げます。令和4年5月16日付けで、みえ教育ネットワーク教職員ユニオン、代表者大原敦子氏から、部活動における「生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願」が提出されました。請願の趣旨は、市内公立中学校における部活動への入部には強制がないように各学校長に確認を行うことを求めることでした。みえ教育ネットワーク教職員ユニオンは、校内の部活動や地域の部活動に必ずしも所属しなくてもよいということを任意としており、それ以外を強制と捉えております。本市中学校では、任意入部としている中学校は3校であるものの、任意ではない中学校においても、それぞれの生徒の実態等を考慮して判断しております。

6月の定例会では、これまで学校が担ってきた部活動の良さが、それを一気に否定することではなく、もう少し時間を掛けて考えていくことになりました。当時は、文化部活動の提言がまだ出されていないことや市における部活動の在り方検討委員会の開催も先であることもあり、継続審議となりました。

そこで、6月の定例会以降の部活動に係る経緯を説明させていただきます。7月末を目途に文化庁から文化部活動の提言がまとめられる予定でしたが、6月22日(水)に行われました文化部活動の地域移行に関する検討会議(第4回)で、8月上旬に変更となりました。鈴鹿市では、7月28日(木)に第1回部活動の在り方検討会を行うことが決まりました。当初は教育委員会事務局だけで行う会議の予定でしたが、今後の部活動を考えていく際にも連携していく必要があるスポーツ部局やスポーツ協会も参加することとなりました。以上、6月以降の部活動に関する主な会議の説明をさせていただきました。

(教育長) それでは、御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 御説明いただいたところだと文化部、音楽部などだと思うのですが、文化庁の方針は8月上旬ぐらいまで延びており、また、本市の方の部活動の在り方検討委員会も初回が7月28日ということで、これから開催されて意見も参考にしてということですので、可能ならばやはりちょっと延長審議にした方がいいのではないかと思います。いかがでしょう。

(山中委員) 私も同意見で、やはりまだまだ審議が十分にされ尽くされていないという状況がありますので、そういう意味では、今、下古谷委員がおっしゃったようなことに賛成です。

(教育長) はい、ありがとうございます。それでは本請願につきましては、引き続き継

続審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは、本請願につきましては継続審議といたします。

次に、議案第 2042 号「鈴鹿市文化財調査会委員の解任及び委嘱について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市文化財保護条例施行規則第 9 条の 4 及び第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき鈴鹿市文化財調査会委員の解任及び委嘱を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(文化財課長) それでは、私からは議案第 2042 号「鈴鹿市文化財調査会委員の解任及び委嘱について」につきまして、御説明申し上げます。2 ページを御覧ください。

鈴鹿市文化財調査会でございますが、鈴鹿市文化財保護条例第 4 条の規定に基づき文化財に関する諮問機関として文化財の保護に関する調査研究を行い、文化財の指定及び指定解除等についての答申、並びにその他文化財の保護に関する必要な事項についての意見具申を行うものであり、このたびはその委員を委嘱するものでございます。

なお、今回の委嘱は、専門分野・天然記念物の委員 1 名の交代に伴うものでございます。今回御審議いただく委員につきましては 2 ページ記載のとおりでございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 反対とかそういうことはございませんが、今、御説明いただいたときに、専門分野で天然記念物というところでお選びになったということなのですが、参考までに、他の分野はどのようなものがあるのか教えていただければと思います。

(文化財課長) 専門分野は天然記念物の他に合わせて全部で 12 専門分野を設けておりまして、15 名の方で委嘱をさせていただいておるといような状況でございます。それぞれ分野をちょっと申し上げますと、順番に考古資料、天然記念物、古文書、民俗、建築物、彫刻、民俗、美術工芸、彫刻、文学資料、歴史資料、美術工芸の 12 でございます。

(下古谷委員) 何となく今彫刻と民俗がダブっていた気がしますが、私の気のせいですかね。

(教育長) いや、ダブっていましたね。二人ということもあるのですかね。

(下古谷委員) 二人ということですか。

(文化財課長) 申し訳ございません。おっしゃる通りダブっております。11 分野ということで、申し訳ございません。訂正させていただきます。

(教育長) それでは、ほかに御意見もないようですのでお諮りします。議案第 2042 号「鈴鹿市文化財調査会委員の解任及び委嘱について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2042 号を原案のとおり承認いたします。それでは次に、議案第 2043 号「鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(子ども育成課長) それでは私からは、議案第 2043 号「鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正」につきまして、説明申し上げます。

資料の対照表のとおり、令和 5 年度から国府幼稚園及び玉垣幼稚園において 3 年保育を開始することに伴う所要の規定整備を行うもので、入園資格、修業年限及び進級手続について 3 歳児に係る規定を整備するほか、別表のとおり 3 歳児の収容定員について併せて規定することをしております。定員につきましては、国府幼稚園及び玉垣幼稚園における園全体の収容定員の調整も行っております。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 資料 6 ページの国府幼稚園のところで、改正前の 4 歳児 35 人、5 歳児が 105 名ということで、これが改正後では 3 歳児 35 人、4 歳児 35 人で 5 歳児 75 人ということで、これまで 4 歳児から 5 歳児になるところで 70 人ぐらい集めていたところが、改正後ではその半分の 35 人に減るということで、特に需要というか、人数的には特に問題はないでしょうか。

(子ども育成課長) 以前の園則の状態のままということもあるのですが、以前から人数が減ってきているのに定員を減少させていなかったのを、今回、3 歳児保育が始まることによって、全体の中で調整したということでございます。御指摘のとおり人数的には定員を超えて人が集まるような状況ではないと思っております。

(笠井委員) 今回、2つの幼稚園で3歳児クラスが作られるということですが、先生の配置がどのような形になりますでしょうか。

(子ども育成課長) 配置については、現状は1学級に担任1人なのですが、2歳児から3歳児はやはりいろいろ手も掛かるということですので、主たる担任を1人置く形になるかと思いますが、加えてサポートでどのような形で配置するかというのは検討している最中ですので、今この段階で明確にお答えすることができません。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですのでお諮りします。議案第2043号「鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2043号を原案のとおり承認いたします。

(文化財課長) 先ほど専門分野の御説明をさせていただいたと思うのですが、彫刻と美術工芸の2つが重複しておりましたので、10専門分野15名ということで、訂正させていただきたいのです。

(教育長) 10専門分野15名ということですね。

(文化財課長) はい。

(教育長) 続きまして、報告事項に移ります。報告事項1番目の「市民学習活性化事業 すすか市民アカデミー「まなベル」について」をお願いいたします。

(参事兼文化振興課長) それでは、私からは報告事項の1番目「市民学習活性化事業 すすか市民アカデミー「まなベル」について」につきまして、本年度の概要が決まりましたので報告いたします。資料の1ページから2ページを御覧ください。

平成25年度から始まりましたすすか市民アカデミー「まなベル」は、市内の高等教育機関と連携し、市民の「さらに詳しく知りたい」という専門的分野への学習ニーズに応えるとともに学ぶことの楽しさを実感していただき、生涯学習をさらに深めていくことが目的の事業でございます。

今年度は、鈴鹿大学、鈴鹿大学短期大学部、鈴鹿工業高等専門学校、鈴鹿医療科学大学の4校で6講座を実施いたします。昨年度まで、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、1講座当たりの定員を35人と縮小しておりましたが、今年度は定員を50人にして実施いたします。

毎年テーマを決めて、各教育機関が持っている特徴を生かし、様々な分野において、専門性のある教育内容を分かりやすく、楽しい講座として提供させていただいており、

本年度のテーマは、「新たな知識のトビラ～未来に向かって輝け鈴鹿人～」でございます。9月から12月の期間に6講座を開催する予定でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。対象は高校生以上の方ならどなたでも受講でき、また、高校生は無料とさせていただきます。募集につきましては、広報すずか8月5日号や市のホームページに掲載するほか、チラシについては、公民館などの施設に配布する予定でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

(笠井委員) 今回は「新たな知識のトビラ」というテーマに沿って、講座を組んでいただいているという理解でよろしいのでしょうか。例えば、市民の方が「次年度こういう講座に来たい」というような意見も反映されて、毎年講座が組み替えられているのかということについてもお教えいただけましたらと思います。

(文化振興課長) どちらも反映した形にはさせていただきます。テーマにつきましては、私どもの方で設定させていただきまして、学校の先生の方に提示させていただき、そのテーマに沿った内容に毎年変えさせていただきますし、この6講座につきましては、毎回、参加者の方にはアンケートを取らせていただいております。できるものできないものはございますが、できる限り反映したいというふうに考えておりまして、このような講座になっております。

(山中委員) この講座を開設するに当たっては、文化振興課のスタッフの方とその大学の方が、文化振興課からこういうものを持っていきたいとか、もしくは大学の方からこういう講座を開けるよとか、それぞれ大学等によって違ってくると思うのですが、どのように決まってくるのですか。

(文化振興課長) こちらにつきましては一方的にこうだということではなくて、打ち合わせも事前にさせていただきますし、先ほど申し上げましたが、一つ大きなテーマを、今回ですと、「新たな知識のトビラ」というようなテーマをお持ちしまして、それを反映した形で先生方に出してきていただいけませんかということで、大学の中で恐らく先生の方に手を挙げていただいているという状況かと思っております。

(下古谷委員) それで1点、今回、コロナ禍で35名だったのが50名の元の人数に戻されるということで、これだけの人数、多分集まるのだらうと思いますが、その中で下の受講料のところで高校生は無料であるということで、これも非常に大賛成でございます。ただ1点ちょっと気になったのが、一般の方は保険料含めて300円、高校生は無料だが、保険料については市の負担ということになるのでしょうか。

(文化振興課長) はい、その通りでございます。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「令和5年度鈴鹿市立幼稚園入園児募集要項について」をお願いいたします。

(子ども政策課長) それでは、令和5年度鈴鹿市立幼稚園入園児募集要項について、子ども育成課長が報告させていただく前に、まず、子ども政策課の方から、今後の園児募集に関わる基本的な考えを説明させていただきます。口頭での説明となり申し訳ございません。

まず、公立幼稚園の在り方につきましては、令和2年10月に策定いたしました「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」におきまして、今後の方向性を定めております。現在、市内公立幼稚園は10園ございますが、令和5年度末までに国府幼稚園、玉垣幼稚園、旭が丘幼稚園、飯野幼稚園、神戸幼稚園の5園を目途に集約化を図ることとしております。資料の3ページの定員及び連絡先の表を見ていただきますと、表の右端に開園予定と記載してございます5園が、令和5年度を目途に集約を図る幼稚園になります。

令和4年3月の教育委員会で報告させていただいておりますが、これら5園が今後とも安定的に運営できますように、令和5年度からは国府幼稚園と玉垣幼稚園の2園におきまして、3年保育を試行的に開始いたします。なお、存続させる予定のこれらの園での令和5年度に5歳児に当たる4歳児の数の現状を申し上げますと、旭が丘幼稚園以外は、鈴鹿市立幼稚園の休園基準である「園児数15人未満の場合は休園とする」の基準15人に対しまして、ぎりぎりの園児数となっております。このため、今後の園児募集に関わる対応としまして、国府幼稚園、玉垣幼稚園の2園での3年保育を試行期間中である令和5年度から令和7年度においては、4歳児、5歳児の複式学級が可能な園児数である7名以上が確保できる場合は、存続予定園の5園については、開園することとし、まずは存続予定園の5園について、令和6年度以降も安定的な運営が図れるように取り組んでまいります。

なお、整備に関する基本方針に基づき、令和5年度末で廃園予定となる残りの5園、先ほど見ていただきました3ページの表の開園予定5園の下に記載されています5園、加佐登幼稚園、稻生幼稚園、栄幼稚園、箕田幼稚園、白子幼稚園につきましては、令和5年度の園児募集が、5歳児のみを対象といたします。この場合の休園判断につきましては、1学年のみの募集となるため、通常は15名以上を基準といたしますが、暫定的に7名以上が確保できれば開園することといたします。

(子ども育成課長) それでは、私からは、引き続き、子ども育成課分につきまして、説明申し上げます。3ページを御覧ください。

まず、「1 募集対象」でございます。市内に居住している又は入園までに転入を予定している幼児のうち、5歳児は、平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれの者、4歳児は、平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの者が対象となります。また、国府幼稚園及び玉垣幼稚園で試行的に3年保育を開始することに伴い、3歳児として、平成31年4月2日生まれから令和2年4月1日生まれの者を対象と

いたします。

次に、「2 定員及び連絡先」でございます。こちらの表に、募集する幼稚園及び定員と集約後となる令和6年度以降の開園状況予定を追加して記載しております。なお、表の欄外に補足説明を記載させていただきました。

1 点目は、休園・廃園の考え方についてでございます。先ほどの子ども政策課による説明のとおり、令和6年度以降の開園予定園については3年保育の試行期間中に限り、3歳児を除いた在園児を含む園児数が7人未満となった場合は休園、また、令和5年度末までに開園予定の園に集約する園については、令和5年度が最終年度になるため、規定の園児数に満たない場合は廃園といたします。

2 点目は、令和5年度末までに開園予定の園に集約する園における募集対象についてでございます。当該園については、令和5年度末をもって開園予定の園に集約されますことから、在園した園児で卒園が担保できる5歳児のみを対象とする1年保育といたします。

3 点目は、募集の結果、定員を超えた場合の取扱いについてでございます。3歳児の申込みも含め、定員超過の場合、抽選を行います。ただし、4歳児から進級する園児については優先し、その他の者で抽選を行うことといたします。また、4ページの注釈の1として、集約化に関する基本方針の説明を記載し、利用者の方に情報を提供することで、利用する園を御検討いただこうと考えております。注釈の2につきましては、先ほどの子ども政策課の説明と重複しますので割愛させていただきます。

次に「3 入園手続」についてでございます。入園願及び募集要項につきましては、8月1日（月）から、各幼稚園で配布する予定でございます。幼稚園から配布される入園願に必要事項を記入し、入園を希望する幼稚園に提出していただきますが、公立幼稚園間の併願は認めておりませんので、希望する公立幼稚園1園に提出していただくことになります。本年度については、公立幼稚園について知っていただく機会として夏季休園中に令和6年度以降の開園予定園を会場に園開放も実施する予定であります。なお、この件につきましては、6月5日の広報すずかにも掲載し、各幼稚園において受け付けを進めております。最後に「4 募集期間」についてでございます。令和4年9月1日（木）から同月22日（木）までの期間で、受付時間は9時から16時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。

以上でございますが、この幼稚園の園児募集につきましては、広報すずか8月5日号にて記事を掲載し、市民の皆様にお知らせをする予定でございます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（笠井委員）3点、お伺いさせていただきたいと思います。まずこの定員のところで、先ほど議案第2043号で国府幼稚園と玉垣幼稚園の満3歳児が35人という人数で、こちらの募集要項が20人という理由を教えてくださいたいのが1つです。2点目が、その下の5つの令和5年度末までに開園予定の園に集約という5歳児のみを募集する園で、もし7名以下の場合に、もう閉園しますので、こちらの園へという形で御案内が

なされるのか。3点目が、開園予定の園に集約とか、少し人数が減ってきて、という内容はよくわかるのですが、これは少子化による影響なのでしょうか、というこの3点を御教示いただけましたらと思います。

(子ども育成課長) 先ほどの議案の方で出させていただいた数字との違いという御質問が1点目だと思うのですが、人数的には議案で出させていただいている定員というのが最大数として考えていただければと思います。今回は対応可能な見込みということで、今年は試行ということもありますので、20人という形で調整させていただいております。実際、この数を超えるようであれば定員の変更などが必要になってきます。これが1点目の答えになります。

参考までに、今現在の状況を御説明差し上げますと、4歳児が国府幼稚園ですと9人しかいない状況です。一番多いところで旭が丘幼稚園で26人です。順番に御説明差し上げますと国府が9人、加佐登が3人、旭が丘が26人、稲生が14人、飯野が15人、玉垣が13人、神戸が17人、栄は0人で、今、いない状況になっています。栄は5歳児7人で動かしている状況です。

続きまして、2つ目の7人以下の場合ということの御質問ですが、こちらにつきましては、昨年度のこの時期に募集要項を出させていただいており、その時の案内に掲載をさせていただいているのですが、「申込の結果、在園児を含めた園児数が15名（栄幼稚園、椿幼稚園は7名）未満の場合は休園になります。今回募集の令和4年度4歳児クラスを申込された方は、規定の申込数に達せずに令和5年度に休園になる可能性があることを御理解の上、お申し込みください。」ということで書かせていただいております。昨年の段階で15人以下でしたら休園になりますという話は御説明させていただいております。それを御理解の上で入っていただいておりますという認識であります。

今回の場合は、先ほども申し上げましたとおり、先々残す園についても人数的に不安定なところがあります。令和2年の幼稚園の園児数全体が402人だったのですが、令和3年度になって283人、今年度に至っては227人で減少がずっと続いてきている状況で、休園基準が15人を基準としていますので、今回、3歳児保育を始めますけれども、元々の4歳児、5歳児の人数の考え方は変わりませんので、この条件でいくと令和6年度以降の4歳児、5歳児の確保が難しい恐れがあります。本体がこけたら駄目だということでの考え方で、今回出させていただいたのが、この募集の内容になっています。

3つ目ですが、少子化の影響かということですが、確かに全体的には減ってはきていますが、全体に未就学児の施設の利用を考えていくと、保育所、認定こども園、幼稚園とございまして、保護者のニーズなどの社会情勢が変わってきたのが大きな要因だと認識しています。まず1つは無償化、国がお金を出すことで公立と私立で保護者が出すお金に差がなくなってきたということが1点。2つ目が社会全体としてお母さんが在宅で見ている時間よりも外に出て働いてくださいという風潮が進んできていて、また、そうせざるを得ない状況もあるかと思うのですが、そうなってくるとお仕事をするために保育を必要とする、保育の必要性があるところとして、預かり時間が

長い保育所を選ばれる方が増えてきているのも実際だと思います。そういった様々な状況が絡み合って、公立幼稚園の人数の減少幅が大きいというのが今の現状だと思います。

(教育長) ほかよろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) それでは新型コロナウイルス感染症に関する対応につきまして報告させていただきます。

「1 市内の発生状況について」につきまして、昨日現在で7月以降市内の発生数が4,557例、延べ12,367例となっております。

「2 市立小中学校の発生状況」につきましては、同じく児童生徒30小学校で634名、10の中学校で182名、教職員につきましては9の小学校で23名、6の中学校で15名となっております。

「3 市立小・中学校の臨時休業について」につきましては、今現在、白子中学校の学級閉鎖が行われておりまして、先般、御案内しました7月11日から12日、本日までとなっておりますけども、7月15日までの延長が決定をしております。

「4 その他」でございますが、学校における濃厚接触者の特定及び対応についてということで、昨日付けで国・県からの通知をもって案内をさせていただいております。内容につきましては子どものマスク着用、また子どもの濃厚接触者の特定についての内容の文章が記載されておりますのでその内容について、各小中学校へ共有をさせていただいております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 学校における濃厚接触者の特定及び対応についてというのが7月11日に通知されたということで、具体的に何か濃厚接触者の特定方法が変わったとか、何かもし変更事項がありましたら、教えていただけましたらと思います。

(教育指導課長) 県医療保健部から通知されたものですが、これまでと変わらないということの再度通知があったということです。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

「令和4年8月教育委員会定例会及び懇談会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 8月定例会でございますが、令和4年8月9日(火)午前9時から教育委員会室において、開催したいと存じます。また、定例会終了後に令和3年度教育委員会活動の点検・評価についての懇談会も開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に，御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので，教育総務課長が説明いたしました日時，場所において，それぞれの会議を開催することにいたします。それでは，これをもちまして令和4年7月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

7月教育委員会定例会終了 午後2時36分

以上会議の顛末を録し，ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 山中 秀志